第123回(R5.1.18)

資料3-1

## 見直しの背景

- 障害者雇用対策基本方針は、障害者雇用促進法第7条に基づき、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関する施策の基本となるべき 事項を定めるもの。
- 現在の基本指針の運営期間は、平成30〜令和4年度までの5年間とされており、令和5〜9年度までの5年間の指針を新たに定める必要。
  - <現行の柱立て>

はじめに

- 第1 障害者の就業の動向に関する事項
- 第2 職業リハビリテーションの措置の総合的かつ効果的な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 第3 事業主が行うべき雇用管理に関して指針となるべき事項
- 第4 障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

## 見直しのポイント

今般の見直しに当たり盛り込む事項は、主に以下のとおり。

- 令和4年の障害者雇用促進法の見直しを踏まえた見直し
  - ・ 雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化
  - ・ 雇用施策と福祉施策の更なる連携強化 障害福祉サービスで創設される就労選択支援のアセスメント結果も参考にしたハローワークでの職業指導 JEED(高齢・障害・求職者雇用支援機構)の業務における研修実施の明確化
  - ・ 障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進 特に短い労働時間(週所定労働時間10~20時間未満)で働く精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者の実雇用率への算定
  - ・ 障害者雇用の質の向上 企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置の強化
  - その他在宅就業障害者支援制度の登録要件の緩和有限責任事業協同組合(LLP)の事業協同組合等算定特例の対象への追加等
- 障害者雇用率の見直し、除外率の引下げを踏まえた見直し
- その他の障害者雇用分科会意見書(令和4年6月17日公表)に盛り込まれた事項を踏まえた見直し
  - ・ 週所定労働時間20~30時間未満の精神障害者の算定特例の延長

寺

■ 障害者基本計画の見直しを踏まえた修正や、数値等の時点修正